

(株)きのとやと札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 093001 号)

(株)きのとやと札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

(株)きのとやは、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取り組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1～4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう広報などの支援を積極的に行います。

2009年 8月 25日

(株)きのとや
代表取締役

長沼 昭夫

札幌市
市 長

上田 文雄

わが社のマイルール 基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 冷蔵庫の温度は、1日3回チェックし記録しています。
- 自主基準を設け、定期的に外部に検査に出しています。
- 1年2回の衛生教育(外部講師)を行っています。
- 定期的に検便と手指の拭き取り検査を実施しています。
- 製造従事者は、作業前に衛生管理点検表により、健康状態等のチェックを行った上で作業に従事しています。